

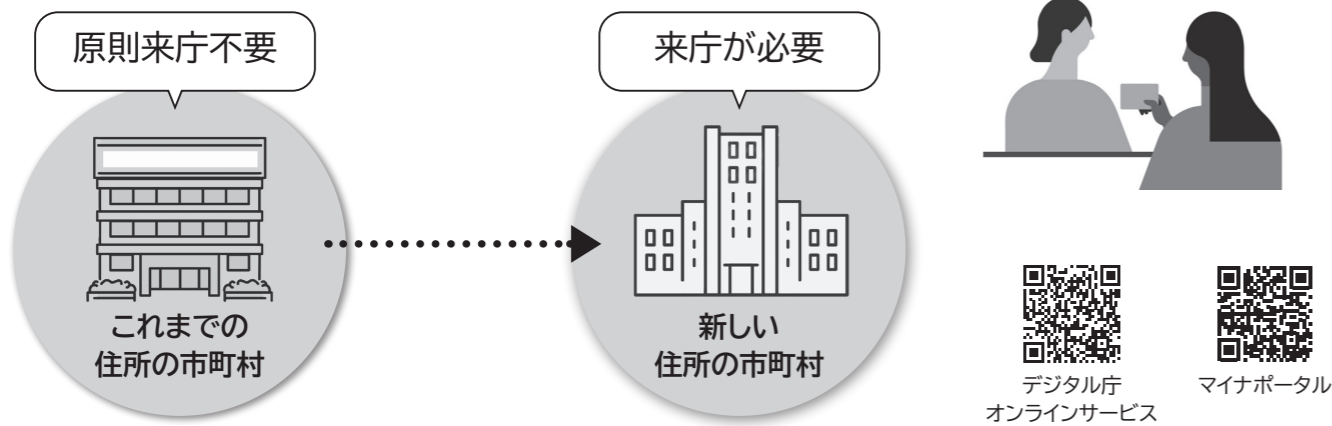
マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約(来庁予定の連絡)を提出できるようになりました

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

引越しをする際に手続きが必要な転出届、転入予約(来庁予定の連絡)は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出に限り神川町への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方(いずれも電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている方が対象)の引越しでも利用可能です。

マイナポータルを通じて転出届の提出をした後、マイナポータルで転出元市区町村の処理状況が「完了」となってから転入先市区町村に来庁してください。



福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

対象となる方が保険医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額を助成します。以下に該当する方で登録されていない方はお問合せください。なお、①～③の制度に重複して登録することはできません。

すでに登録されている方で未申請の医療費がある方は、お早めに申請をお願いします。

①こども医療費助成制度

対象者 ○町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの方。
※対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

②ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者 ○母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護者と児童(こども医療費を受給している児童は対象外)
○父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童
※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある児童の場合は20歳になるまでが該当となります。
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

③重度心身障害者医療費助成制度

対象者 ○身体障害者手帳1級～3級所持者 ○精神障害者保健福祉手帳1級所持者
○療育手帳A・B所持者 ○後期高齢者医療保険の障害認定を受けた方
※65歳以上で上記に該当する手帳を新たに取得された方は対象外です。
※所得により支給停止となる場合(所得制限)があります。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

◎児童手当

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。

対象 15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(中学校卒業まで)を育てている方

支給月 6月・10月・2月

※公務員の方は所属庁から児童手当が支給されます。そのため公務員になったとき、また公務員でなくなったときは手続きが必要となります。

●支給額

児童の年齢	月額
3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の場合(一律)	5,000円
所得上限限度額以上の場合(一律)	0円(資格消滅)

●所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)		所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

◎児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭など)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。

対象 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方

※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。

- ①父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童

支給月 3月・5月・7月・9月・11月・1月

支給額 下表のとおり(令和6年4月～) ※所得額に応じて支給額が決まります。

児童数	全額支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円
2人目加算額	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算額	6,450円(1人につき)	6,440円～3,230円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合には支給されません。

◎特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害(政令で定める程度以上)のある児童を育てている家庭を支援するための制度です。

対象 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方

支給月 4月・8月・11月

支給額 下表のとおり(令和6年4月～)

障害の状態	月額(児童1人につき)
1級(重度障害児)	55,350円
2級(中度障害児)	36,860円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合、対象の児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。